

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年5月28日
【事業年度】	第12期（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）
【会社名】	株式会社TOKYO BASE
【英訳名】	TOKYO BASE Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 谷 正人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
【電話番号】	03-6712-6842（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中水 英紀
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
【電話番号】	03-6712-6842（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中水 英紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2020年2月
売上高 (千円)	-	-	-	-	15,247,308
経常利益 (千円)	-	-	-	-	1,291,040
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	-	-	-	933,174
包括利益 (千円)	-	-	-	-	932,251
純資産額 (千円)	-	-	-	-	5,875,281
総資産額 (千円)	-	-	-	-	10,603,301
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	123.54
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	19.65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	19.50
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	55.3
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	17.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	19.19
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	1,328,712
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	512,125
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	717,985
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	6,143,021
従業員数 (人)	-	-	-	-	264
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(78)

(注) 1. 第12期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2016年2月	2017年2月	2018年2月	2019年2月	2020年2月
売上高 (千円)	6,089,221	9,356,452	12,781,850	13,953,648	15,139,396
経常利益 (千円)	647,040	1,266,154	1,577,296	1,410,710	1,385,064
当期純利益 (千円)	432,588	856,285	1,126,278	966,301	1,028,933
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	260,595	263,043	400,265	404,381	409,658
発行済株式総数 (株)	2,219,100	13,458,600	15,699,600	47,254,800	47,626,800
純資産額 (千円)	1,815,476	2,681,648	4,086,705	5,100,178	5,998,914
総資産額 (千円)	2,792,176	5,113,591	7,578,359	8,564,732	10,694,744
1株当たり純資産額 (円)	45.45	66.29	86.57	106.90	126.15
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	11.29	21.35	26.99	20.49	21.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	9.56	18.22	26.38	20.16	21.51
自己資本比率 (%)	65.0	52.3	53.8	59.0	56.0
自己資本利益率 (%)	31.4	38.1	33.4	21.2	18.6
株価収益率 (倍)	10.87	44.26	52.31	44.31	17.40
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	347,035	1,371,826	660,000	834,609	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	360,968	341,806	443,803	577,374	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	120,820	561,793	1,269,145	117,839	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	958,376	2,550,190	4,035,533	4,410,606	-
従業員数 (人)	99	138	160	196	256
(外、平均臨時雇用者数)	(64)	(62)	(72)	(83)	(74)
株主総利回り (%)	-	770.4	1,151.1	740.2	307.3
(比較指標：配当込みTOPIX)	(86.8)	(105.0)	(123.5)	(114.8)	(110.6)
最高株価 (円)	4,400	4,370	6,110	1,535	1,073
	(注9) 850	(注10) 4,010	(注11) 1,432		
最低株価 (円)	1,930	700	2,688	469	377
	(注9) 735	(注10) 1,316	(注11) 1,412		

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき関連会社が存在しないため、記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 当社は2016年3月1日付にて普通株式1株につき3株、2016年9月1日付にて普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第8期の株価収益率については、第8期末時点の株価が権利落ち後の株価となっているため、これを当該株式分割を調整した1株当たり当期純利益で除して算定しております。同

様に、当社は2018年3月1日付にて普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、第10期の株価収益率については、第10期末時点の株価が権利落ち後の株価となっているため、これを当該株式分割を調整した1株当たり当期純利益で除して算定しております。

5. 当社は、2016年3月1日付にて普通株式1株につき3株、2016年9月1日付にて普通株式1株につき2株、2018年3月1日付にて普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額、最高株価、最低株価を算定しております。
6. 第12期より連結決算を作成しているため、第12期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
7. 当社は、2015年9月2日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、株主総利回り及び比較指標については、第8期末日における株価及び株価指数を基準として算定しております。
8. 最高株価及び最低株価は、2017年2月17日より東京証券取引所（市場第一部）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。
9. 株式分割（2016年3月1日、1株 3株）による権利落ち後の最高株価及び最低株価を示しております。
10. 株式分割（2016年9月1日、1株 2株）による権利落ち後の最高株価及び最低株価を示しております。
11. 株式分割（2018年3月1日、1株 3株）による権利落ち後の最高株価及び最低株価を示しております。

## 2【沿革】

年月	変遷の内容
2008年12月	株式会社STUDIOUSを設立(資本金300万円)
2009年3月	株式会社デイトナ・インターナショナルより「STUDIOUS 原宿本店」及び「STUDIOUS ONLINE STORE」の譲受により、STUDIOUS事業開始
2010年2月	関西地区初となる、「STUDIOUS 心齋橋店」を出店
2010年3月	株式会社デイトナ・インターナショナルより「STUDIOUS 新宿店」を譲受、これをもって全STUDIOUS店舗を取得し事業譲受が完了
2011年8月	株式会社スタートトゥデイ運営のオンラインモール「ZOZOTOWN」内に、「STUDIOUS ZOZOTOWN」出店
2012年12月	関西地区初の路面店「STUDIOUS 南堀江店」を出店
2013年3月	中京地区初となる、「STUDIOUS 名古屋店」を出店
2014年11月	九州地区初となる、「STUDIOUS 福岡店」を出店
2015年3月	UNITED TOKYO業態を開始 「UNITED TOKYO WOMENS新宿店」、「UNITED TOKYO MENS新宿店」、自社直営WEBサイト「UNITED TOKYO ONLINE STORE」、「ZOZOTOWN」内に、「UNITED TOKYO ZOZOTOWN」の4店を出店
2015年4月	UNITED TOKYO業態として関西地区初進出となる「UNITED TOKYO 大阪店」を出店
2015年9月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2016年6月	商号を株式会社TOKYO BASEに変更
2016年9月	香港に100%子会社「TOKYO BASE HONG KONG., Ltd.」を設立
2017年2月	東京証券取引所市場第一部に上場市場を変更
2017年4月	海外初進出となる「STUDIOUS 香港店」を、中華人民共和国香港特別行政区に出店
2017年6月	有限会社ロスチャイルド(現:株式会社FACTOTUM)の株式49%を取得し、持分法非適用関連会社化
2017年9月	STUDIOUS業態の派生業態であった、「STUDIOUS CITY」をリニューアルし、「CITY」業態として独立
2017年11月	UNITED TOKYO業態として海外初進出となる「UNITED TOKYO 香港店」を出店
2018年3月	EC専用業態の「TOKYO DEPARTMENT STORE」をZOZOTOWNへ出店
2018年6月	株式会社FACTOTUMの株式45.6%を売却し、非関連会社化
2018年9月	PUBLIC TOKYO業態を開始 「PUBLIC TOKYO WOMENS新宿店」、「PUBLIC TOKYO MENS新宿店」、「PUBLIC TOKYO 大阪店」、自社直営WEBサイト「PUBLIC TOKYO ONLINE STORE」、「ZOZOTOWN」内に、「PUBLIC TOKYO ZOZOTOWN」の5店を出店
2018年12月	PUBLIC TOKYO業態として海外初進出となる「PUBLIC TOKYO 香港店」を出店
2019年1月	CITY業態を廃止
2019年3月	「東百国際貿易(上海)有限公司」を中国に設立 (当社の100%子会社「TOKYO BASE HONG KONG., Ltd.」の100%子会社)
2019年8月	中国本土初進出となる「STUDIOUS TOKYO 上海店」を上海新天地に出店 香港の尖沙咀地区に「UNITED TOKYO K11店」及び「PUBLIC TOKYO K11店」を出店
2019年12月	「STUDIOUS 香港店」を移転増床し、「STUDIOUS TOKYO 香港店」としてリニューアル、STUDIOUS WOMENSが海外初進出

### 3【事業の内容】

当社グループは、衣料品及び身の回り品、雑貨類の小売販売事業を主な事業として取り組んでおります。当社グループは、「日本発を世界へ」という企業理念により、日本国内の最先端TOKYOブランド（注1）に特化したセレクトショップ「STUDIOUS」及び、グローバルコンテンポラリーブランド（注2）「UNITED TOKYO」、ハイエンド・カジュアルブランド「PUBLIC TOKYO」、日本の逸品に特化したセレクトショップ「TOKYO DEPARTMENT STORE」の運営を行っており、「STUDIOUS」においては取扱う商品全てが日本国内ブランド商品または日本国内で生産されたオリジナル商品であり、「UNITED TOKYO」及び「PUBLIC TOKYO」においては全てが日本国内で生産されたオリジナル商品であります。

なお、当社グループは、衣料品販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載せず、実店舗・インターネット販売について記載しております。

#### （各業態の違い）

	STUDIOUS	UNITED TOKYO	PUBLIC TOKYO	TOKYO DEPARTMENT STORE
コンセプト	『日本発を世界へ』コンセプトに国内のTOKYOブランドにこだわり、TOKYOのリアルなモードスタイルを世界へ発信していくセレクトショップ	ベーシックでありながら上質で洗練された「MODE」に高い技術と品質の「MADE IN JAPAN」をMIXさせたグローバルコンテンポラリーブランド	徹底的に日本製にこだわった、ジャンルやルールに捉われないTOKYO的なスタンダードを追求するハイエンドカジュアルブランド	トレンドに左右されない日本の逸品に特化したセレクトショップ
ターゲット年齢層	20～30代のファッション感度の高い若い世代がターゲット	20～40代の広い世代がターゲット	20代～40代の広い世代がターゲット	幅広い年代に向けた嗜好性を追求
取扱商品	ブランド商品と、（ブランド商品への入門的位置づけの）オリジナル商品	（幅広い層のお客様に、日本のクリエイティビティや品質をワードローブに取り入れていただくための）オリジナル商品	（幅広い層のお客様に、日本のクリエイティビティや品質をワードローブに取り入れていただくための）オリジナル商品	日本の良いモノを提供すべく、ジャパブランドアイテムを様々なジャンルで展開 幅広いターゲット層に訴求し、EC売上の底上げを図る

（注1） 日本国内の最先端TOKYOブランドとは、原宿・青山・表参道エリアを中心とした東京の流行発信地において、流行最先端の人々が現在進行形で身につける、最も旬な国内ブランドと当社グループでは位置づけております。

（注2） グローバルコンテンポラリーブランドとは、日本の高い技術と品質によって作られた商品を、TOKYOを拠点とするファッションデザイナー、アーティスト、スタイリスト、フォトグラファー等の手がけるクリエイションと共に全世界へ展開していく、発信型のブランドと当社グループでは位置づけております。

## (商品の分類)

ブランド商品	<p>ブランド商品は、当社グループのバイヤーが日本国内のファッションブランドより買付けられた商品であります。STUDIOUS業態店舗で取扱いしております。</p> <p>(取り扱いブランドの一例)</p> <p>「JUNYA WATANABE COMME des GARÇONS MAN」、「MUVEIL」、「N.HOOLYWOOD」、「WACKO MARIA」、「muller of yoshiokubo」、「CLANE」、「beautiful people」、「UNDERCOVER」、「LAD MUSICIAN」、「nonnative」、「SOPHNET.」、「SHAREEF」、「AKIRA NAKA」、「TOGA PULLA」、「White Mountaineering」、「PORTER」、「JOHN LAWRENCE SULLIVAN」、「Yohji Yamamoto」、「CINOH」</p>
オリジナル商品	<p>オリジナル商品は、当社グループの商品企画担当者が、国内縫製メーカー等と連携し、当社グループ独自の商品として販売するものであります。実際に店舗でお客様と接する店舗スタッフの意見を取り入れ、試作を行いながら製作しております。</p> <p>商品は、STUDIOUS業態店舗向けのもの、UNITED TOKYO業態店舗向けのもの、PUBLIC TOKYO業態店舗向けのもの3種類に分けられます。</p>

## (1) 実店舗販売

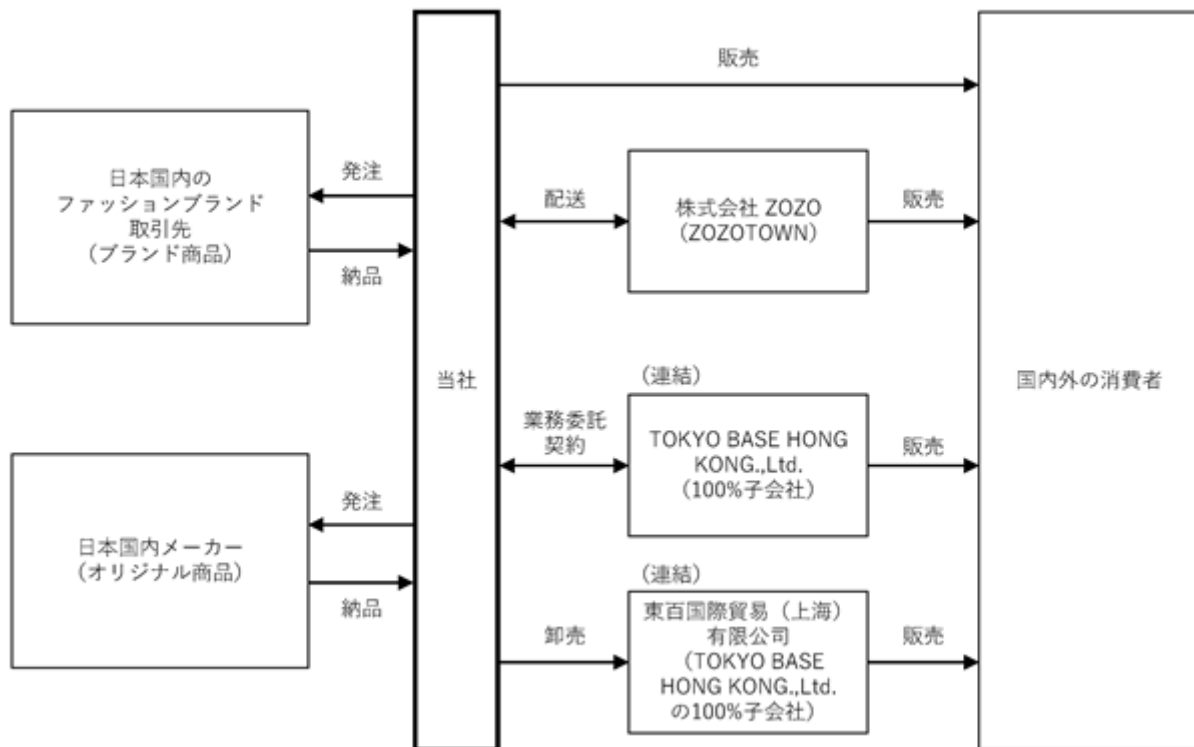
当社グループは2020年2月末現在、国内では東京・原宿や大阪・南堀江等に、落ち着いた雰囲気でお客様に買い物を楽しんでいただける路面店を5店(全てSTUDIOUS業態)、お客様が足を運びやすい大都市圏ファッションビルに入居するビルイン店舗を39店(STUDIOUS業態18店、UNITED TOKYO業態13店、PUBLIC TOKYO業態8店舗)を展開しております。また、海外では香港に5店(STUDIOUS業態1店、UNITED TOKYO業態2店、PUBLIC TOKYO業態2店)、中国に1店(STUDIOUS業態)を展開しております。

当社グループの店舗スタッフは販売に加え、店舗独自の販促企画等店舗運営、ブランド展示会に出向いての仕入商品選定、及びオリジナル商品企画担当者を交えて本部で行われる商品企画にも関わっております。

## (2) インターネット販売

当社グループは2020年2月末現在、自社直営Webサイト「STUDIOUS ONLINE STORE」、「UNITED TOKYO ONLINE STORE」、「PUBLIC TOKYO ONLINE STORE」、株式会社ZOZOの運営するオンラインモール「ZOZOTOWN」内に「STUDIOUS MENS ZOZOTOWN」、「STUDIOUS WOMENS ZOZOTOWN」、「UNITED TOKYO ZOZOTOWN」、「PUBLIC TOKYO ZOZOTOWN」、「TOKYO DEPARTMENT STORE」の計8店舗を運営しております。

[ 事業系統図 ]





## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は所有割合	関係内容
(連結子会社) TOKYO BASE HONG KONG., Ltd. (注)	中華人民共和国 香港特別行政区	10百万香港ドル	アパレル関連事業 衣料品等の小売	100.0%	役員2名兼任
(連結子会社) 東百国際貿易(上海)有限公司(注)	中華人民共和国 上海市	6百万人民元	アパレル関連事業 衣料品等の小売	100.0% (間接所有)	役員2名兼任

(注) 特定子会社に該当します。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2020年2月29日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	264 (78)
合計	264 (78)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 当社グループは衣料品販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

## (2) 提出会社の状況

2020年2月29日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
256 (74)	29.0	3.5	5,280

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社グループは衣料品販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

4. 従業員数が前事業年度末と比較して60名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

## (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1)会社の経営の基本方針

当社グループは、「日本発を世界へ」を企業スローガンとして掲げ、企業理念「日本発を世界に発信するファッションカンパニーを創造するとともに、事業拡大を通じて、顧客、従業員、取引先、株主の幸せと夢を実現する」の達成に向けて行動しております。

この企業理念の下、当社では「全世界顧客感動」、「ファッションプロフェッショナル集団」、「Next Made in Japan」、「世界10大都市展開」、「最速売上1,000億円/EC売上500億円」の5つのVISIONを掲げ、商品力強化、店舗開発、サービス向上、人材育成、社会貢献をしていくことで、企業価値の向上を基本方針としております。

#### (2)目標とする経営指標

当社グループでは目標とする経営指標を営業利益額と定め、持続的な成長と収益性の確保に努めてまいります。

#### (3)中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、TOKYOのリアルなモードスタイルを世界へ発信していくセレクトショップ「STUDIOUS」業態、グローバルコンテンポラリーブランドの「UNITED TOKYO」業態、ハイエンド・カジュアルウェアブランドの「PUBLIC TOKYO」業態の3つの業態を主軸とし、幅広いターゲットの顧客層に対し、日本品質のクリエイションを提供することにより、より多くの人々に日本発を世界へ発信してまいります。また、2020年2月末現在で5店舗を運営している香港、1店舗を運営している中国をはじめ、海外市場の需要も取り込んでまいりたいと考えております。

#### (4)経営環境及び対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、人口減少及び少子高齢化、国内衣料品市場の成熟化による価格競争、ECの成長の一方で実店舗の客数減少、インターネットを活用したD to Cによる業界新規参入の障壁が低くなっていることなど、競争の激化が進んでおります。この環境の下、下記の7点を今後の事業展開における、対処すべき特に重要な課題と認識し、解決に向けて取り組んでおります。

##### 商品力の強化

当社グループは、ファッション感度の高い顧客ニーズへの対応を図るため、引き続き日本国内の有望ブランドの開拓・獲得を推進するとともに、マーチャンダイジング体制の拡充によって、商品選択の精度向上とプロパー消化率（注）の向上を図ってまいります。

なお、当社グループ開発のオリジナル商品につきましても、引き続き日本発のスタイルに拘り、全アイテムを日本製にすることにより、高品質で付加価値の高い商品の開発及び他社との差別化を図ってまいります。

（注）プロパー消化率とは、各シーズンの全商品のうち、定価で売れた商品の比率のことをいいます。

##### 優良な仕入先の確保

当社グループのオリジナル商品は、全て日本国内の仕入先より調達しておりますが、質・量・価格ともに当社グループの事業規模拡大に対応できる仕入先の開拓、取引関係を強化することが課題であります。このため当社グループでは、工場に向いての調査など、優良な仕入先の開拓を全社的に積極的に取り組んでおります。

##### インターネット販売の強化

当社グループのインターネット経由の売上の、2020年2月期における割合は全体の36.9%と、同業他社と比べて高い水準にあります。オリジナル商品が全て日本製であるため、インターネットによる予約販売では迅速に商品を供給できることなどがインターネット販売比率の高さの一因であります。当社グループは引き続き、システムの見直しや人員配置の適正化、販促活動の強化などに、尽力してまいります。

##### 戦略的な店舗展開

当社グループは、出店候補地について商圈規模、立地条件並びに賃料条件といった要素から店舗採算を総合的に勘案して決定しておりますが、中でも立地条件によって店舗収益が左右されることから、これを出店戦略上の最重要要素として認識しております。今後も集客力を有する中国及び国内の大都市圏を中心に出店を進めていく方針であります。引き続き国内及び海外主要都市の優良デベロッパーとの関係強化及び物件・テナント情報の収集を継続し、優良な出店場所の確保に注力してまいります。

#### 大型店舗の運営力強化

既存店の中でも比較的小規模な店舗においては、スペースの制約から商品ラインアップが限定され、来店客の多様なニーズに必ずしも応えきれておりません。このため、当社グループでは店舗の大型化を推進し、幅広く商品展開することで、販売の機会ロスを減少させたいと考えております。しかしながら、大型店舗にはより多くの設備投資、在庫の保持が必要であり、運営の成否によっては損失が発生する可能性もあります。

大型店の運営力強化のために、取扱ブランド・アイテム数の拡充、在庫投入のタイミング・数量の適正化、店舗オペレーション強化、管理体制の整備等の施策を、引き続き推進してまいります。

#### 人材の確保と育成

衣料品販売事業においては、高単価のブランド商品を販売する場合、商品知識及び顧客ニーズを的確に捉えた提案能力が必要であります。スタッフの育成には、一定の教育期間を要するため、今後の店舗展開を踏まえて国内外での人材採用・育成を推進し、サービスの向上に努めてまいります。

人事政策につきましては、実力主義・結果主義に基づいた、公正な人事評価制度の構築、インセンティブ制度の拡充により、従業員のモチベーション向上を図るとともに、研修制度の拡充を行う方針であります。

#### M & Aの検討と実施

当社グループは、永続的に高い成長を実現するために、企業買収の検討を行っております。アパレル業界は消費低迷や消費者の審美眼の厳格化から、競争力の弱い一部の企業においては、販売不振に陥っています。今後の業界再編の中で、本業の不振、後継者不足から企業そのもの、もしくはブランドを手がける子会社、事業を手放す場合があると考えております。このような企業に対し、当社グループの強みを発揮しその価値を高めることができるケースが存在することから、当社グループは優良かつ大型のM & Aの案件を発掘し、収益性を慎重に検討した上で、実施してまいります。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) マクロ経済の状況について

経済環境の変化は、顧客の購買力を変化させ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、中国をはじめとする海外各国の景気動向や為替相場の変動等は、海外在住の顧客の購買力を変化させ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 消費者嗜好の変化について

当社グループは、流行の影響を受けやすい、衣料品・服飾品を中心に商品展開を行っております。特に、当社グループは、日本国内の最先端TOKYOブランドに特化し、取扱う商品は全てが日本国内ブランド商品または日本国内で生産されたオリジナル商品としており、こうした品揃えを支持するファッション感度の比較的高い顧客層を主体としております。

当社グループとしては、今後も商品力の強化や新業態の展開等により、顧客の嗜好に 대응すると共に顧客層の拡大を図ってまいります。新規参入の企業等による競合の影響等により、当社グループが顧客の嗜好に対応しきれない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 商品の品質について

当社グループで取り扱う商品について、検品や商品管理の不備により、不適切な商品を販売してしまった場合、当社グループのブランドイメージが毀損する範囲は当社グループのみに留まらず、仕入先ブランドや入居する商業施設等多方面にわたります。これにより、お客様はじめ取引先への賠償や違約金の支払いが生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループのオリジナル商品は日本発のスタイルに拘り、全アイテムを日本製にすることで、他社に比べた品質の優位性を訴求しております。しかし、万一生産委託先において、生産国の虚偽表示があった場合、当社グループのブランドイメージを毀損し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 新規業態等について

当社グループは、ターゲット顧客層の拡大を目的に、新業態の立ち上げや海外展開等の取り組みを引き続き進めてまいります。当初想定していた成果を上げることができない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 自然災害・事故等について

当社グループの事業拠点の周辺において地震・火災等の自然災害やテロ・デモ・騒擾行為等の人災が発生した場合、営業活動上支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの全店舗は都市部に立地しており、顧客の大部分は鉄道等公共交通機関を利用して来店します。このため、公共交通機関において、事故やストライキ、テロ等が発生し、来店客数が減少した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット販売においては、回線障害等ブロードバンド環境や携帯端末を使ったインターネット接続環境が悪化もしくは中断された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 感染症について

ウィルス等の感染症の拡大により、自治体からの外出自粛要請、商業施設の休館・営業時間の短縮、社員の感染また顧客の購買力の低下により、商品の売れ行きが影響を受けた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (7) 天候等について

暖冬や冷夏、長梅雨、大雪、台風等、天候変化により、季節的商品の売れ行きが影響を受けた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (8) 取引先について

当社グループが売掛債権を有する取引先や、テナントとして出店している商業施設については、大手デベロッパーや大手クレジットカード会社等、信用力の高い企業がほとんどですが、万が一倒産その他の事由により売掛債権・保証金等が回収できなくなった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、仕入先につきましては、ブランドの事業方針や戦略等の見直し、経営状況や財務内容の悪化等により当社グループへの商品

供給の遅延、納入数量の減少または不能等が発生した場合には、営業活動上支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定の企業が運営する商業施設への出店集中等について

当社グループはターミナル駅への出店戦略として、同一地域内でトップクラスの集客力を持つ商業施設に出店する方針としております。これに伴い、特定の企業グループが運営する商業施設への出店が集中しております。現時点においてこれに該当する店舗の集客力は高い状況ですが、今後、出店先を取り巻く環境の変化等により、集客力が変動した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、店舗物件で当社グループの出店条件に合致した物件がない等により、計画通りに出店できない場合には、計画通りの売上高が計上できない可能性があります。また、商業施設の集客力低下等の既存店舗立地環境の変化等により収益性が低下して退店が必要となった場合には、計画通りの売上高が計上できないことに加えて、固定資産除却損を計上する可能性があります。更に、今後の出店先の経営方針の変更により、当社グループが営業活動の方針変更を余儀なくされ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定の企業が運営するオンラインモールでの売上依存度について

当社グループのインターネット販売売上の大部分が、特定の企業が運営するオンラインモールに出店した店舗の売上であります。現時点において、該当するオンラインモールの集客力は高い状況ですが、今後、出店先を取り巻く環境の変化等により、集客力が変動した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後の出店先の経営方針の変更により、当社グループが営業活動の方針変更を余儀なくされ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材について

当社グループで手がける店舗では、社員が商品選定にも関与しており、店舗スタッフの業務は単なる販売オペレーションに留まるものではありません。また、当社グループでは付加価値の高い商品を取扱いに努めており、その為に必要な、商品知識及び顧客ニーズを的確に捉えた提案能力は、一朝一夕に体得できるものではありません。また、商品企画担当者、バイヤー等、専門的業務に従事する従業員も多く、当社グループにとっては人材は重要な経営資源であります。このため、人材市場の需給が引き締まった場合や、当社グループにとって重要な人材が外部に流出した場合に、業容拡大の計画や営業活動に支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 代表取締役CEO谷正人への依存の高さについて

当社グループの創業者であり、代表取締役CEOである谷正人は、当社グループの事業展開の方向性の決定や、海外も含めた出店戦略の決定等、当社グループの意思決定過程において重要な役割を果たしています。このため、当社グループは組織的な意思決定システムの構築や、マネジメントを担い得る人材の採用・育成により、谷個人への依存度を引き下げる努力を行っておりますが、谷が何らかの事情で通常の職務を遂行できなくなる場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) システムについて

当社グループは事業運営において、POSシステム、インターネット販売システム、会計システム等各種システムを使用しております。これらが万一機能不全に陥った場合、事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 知的財産権について

当社グループでは国内外で商標権など知的財産権を所有しており、法令の定めによって権利の保全に努めていますが、第三者による当社グループの権利の侵害により、企業・ブランドイメージの低下、商品開発の阻害を招いた場合には、当社グループの経営成績もしくは財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは第三者の知的財産権を侵害しないよう運営・管理を行っておりますが、万一第三者から損害賠償及び使用差し止め請求等が為され金銭の支払いが発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 各種法令について

当社グループ事業を取り巻く、特定商取引に関する法律等諸法令や、消費税・法人税等各種租税について、今後変更があった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは法令遵守を徹底しておりますが、万一各種法令に違反する事象が起きた場合、当社グループのブランドイメージの毀損や損害賠償など多額の費用負担等が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 情報管理について

当社グループは営業活動上、個人情報保有しております。個人情報漏洩防止の対策は万全を期しておりますが、万が一情報漏洩が起こった場合は、賠償責任の発生や信用失墜により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 内部管理体制の強化について

当社グループは、企業価値の継続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権（以下「ストックオプション」という。）を付与しております。これらのストックオプションが権利行使された場合、新株式が発行され、株式価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(19) 配当政策について

当社グループは、各事業年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。中でも、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

創業以来、当社グループの事業は拡大を続けており、引き続き、内部留保の充実を図りながら、事業拡大のための投資に資金を投じてまいります。株主価値を最大化するものと考えております。このため、創業以来2020年2月期まで無配としており、今後の配当等株主還元の実施につきましても、業容拡大のスピード及び財務体質等勘案の上、適切に決めてまいりたいと考えております。なお、内部留保につきましては、財務体質の強化、及び事業拡大資金として、有効に活用してまいります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の概況は次のとおりです。なお、当連結会計年度が連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っていません。

#### （1）経営成績等の状況の概要

##### 経営成績の状況及び分析

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策によって企業収益と雇用環境に緩やかな改善がみられたものの、米国政権の保護貿易政策による貿易摩擦の懸念、英国のEU離脱問題の迷走、香港民主化デモに加え、直近では新型コロナウイルスの感染拡大により、先行きの不透明感が増えています。

当社グループの属する衣料品小売業界におきましても、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴うインバウンド客数の減少及び外出自粛や消費マインドの低下、商業施設の臨時休業および営業時間短縮、暖冬による冬物商戦の苦戦など先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のもとで、当社グループは、「STUDIOUS」、「UNITED TOKYO」、「PUBLIC TOKYO」、「TOKYO DEPARTMENT STORE」の商品力強化と優良な仕入先の確保、戦略的な国内外の店舗展開、人材の確保と育成等に取り組んでまいりました。

また、2019年3月に「東百国際貿易（上海）有限公司」を設立（当社の100%子会社である「TOKYO BASE HONG KONG., Ltd.」の100%子会社）し、同年8月には中国本土初進出となる「STUDIOUS TOKYO 上海店」の出店、同月香港では尖沙咀地区に「UNITED TOKYO」と「PUBLIC TOKYO」を出店し香港は合計5店舗となり、海外の店舗展開を拡大しました。

当連結会計年度末における店舗数は58店舗（うち、EC店舗が8店舗）であり、業態別の店舗数については以下のとおりです。

##### （STUDIOUS業態）

出店による3店舗増、退店による1店舗減となり、期末時点の店舗数は28店舗（うち、EC3店舗）となりました。

##### （UNITED TOKYO業態）

出店による2店舗増となり、期末時点の店舗数は17店舗（うち、EC店舗が2店舗）となりました。

##### （PUBLIC TOKYO業態）

出店による5店舗増となり、期末時点の店舗数は12店舗（うち、EC店舗が2店舗）となりました。

##### （TOKYO DEPARTMENT STORE業態）

前期同様に1店舗（ECのみ）です。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高が15,247,308千円、売上総利益が7,893,379千円、販売費及び一般管理費が6,598,364千円、営業利益が1,295,014千円、経常利益が1,291,040千円、親会社に帰属する当期純利益が933,174千円となりました。

##### 財政状態の状況及び分析

##### （資産）

当連結会計年度末における資産合計は10,603,301千円となりました。主な内訳は、現金及び預金6,143,021千円、売掛金724,763千円、商品1,811,691千円、有形固定資産920,336千円、ソフトウェア57,598千円、差入保証金742,421千円、繰延税金資産96,704千円であります。

##### （負債）

当連結会計年度末における負債合計は4,728,020千円となりました。主な内訳は、買掛金1,272,049千円、1年以内返済予定の長期借入金1,082,104千円、未払費用520,908千円、未払法人税等241,763千円、賞与引当金73,026千円、長期借入金1,362,898千円であります。

##### （純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は5,875,281千円となりました。主な内訳は、資本金409,658千円、資本剰余金393,658千円、利益剰余金5,164,990千円、自己株式100,160千円であります。

##### キャッシュ・フローの状況及び分析

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、6,143,021千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は1,328,712千円となりました。

収入の主な内訳は、税金等調整前当期純利益1,327,544千円、仕入債務の増加285,842千円、減価償却費155,645千円、未払費用の増加132,301千円、ポイント引当金の増加33,518千円であり、支出の主な内訳は、たな卸資産の増加183,060千円、売上債権の増加72,252千円、法人税等の支払額361,681千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は512,125千円となりました。

支出の主な内訳は、有形固定資産の取得386,253千円、ソフトウェアの取得48,118千円、保証金の差入105,245千円、資産除去債務の履行18,889千円であり、収入の主な内訳は差入保証金の回収51,785千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果得られた資金は717,985千円となりました。

収入の主な内訳は、長期借入による収入1,900,000千円であり、支出の主な内訳は長期借入金の返済1,092,438千円、自己株式の取得100,070千円であります。

#### 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループは自己株式の取得費用として100百万円を支出しました。また、運転資金需要のうち主なものは、商品仕入代金のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、出店に際する敷金及び店舗設備投資等によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金を基本としており、設備投資や長期運転資金、将来のリスクに備えた手許流動性を高めるための資金確保につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債の残高は2,445,002千円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は6,143,021千円となっております。

#### 生産、受注及び販売の実績

##### a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

##### b. 仕入実績

当社グループは、衣料品販売事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	
	仕入高	前年同期比(%)
衣料品販売事業(千円)	7,522,909	-
合計(千円)	7,522,909	-

##### c. 販売実績

当社グループは、衣料品販売事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	
	販売高	前年同期比(%)
衣料品販売事業		
うち、実店舗販売(千円)	9,613,923	-
うち、インターネット販売(千円)	5,633,385	-
合計(千円)	15,247,308	-

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 参考として販売経路ごとの内訳を記載しております。



(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、期末日における資産・負債の数値、及び決算期における収益・費用に影響を与える見積りや判断を行う必要があります。

これら見積りや判断には不確実性が存在する為、見積った数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。

なお、当社グループの財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 3.会計方針に関する事項」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績の分析

経営成績等の状況に関する分析・検討内容につきましては、前頁「(1) 経営成績等の状況の概要」をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は378,653千円（無形固定資産を含む）であり、その主な内容は、当連結会計年度において中国本土初進出となる「STUDIOUS TOKYO 上海店」を出店、香港では「STUDIOUS TOKYO 香港店」の移転増床、「UNITED TOKYO 香港K11店」と「PUBLIC TOKYO 香港K11店」を出店、国内においても7店舗の出店と改装及びシステム投資にかかる投資であります。なお、設備投資に要した資金は自己資金及び長期借入金より充當いたしました。

設備投資額の内訳は以下のとおりとなっております。なお、当社グループは、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの設備投資等の概要は記載を省略しております。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 設備投資内訳

店舗別	投資額	内容
STUDIOUS TOKYO 香港店	56,706千円	店舗移転増床に係る投資等
UNITED TOKYO 渋谷店	39,546千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS TOKYO 上海店	35,610千円	店舗設備取得に係る投資等
PUBLIC TOKYO 渋谷店	33,933千円	店舗設備取得に係る投資等
UNITED TOKYO 香港K11店	32,234千円	店舗設備取得に係る投資等
PUBLIC TOKYO 香港K11店	30,320千円	店舗設備取得に係る投資等
PUBLIC TOKYO 天王寺店	29,687千円	店舗設備取得に係る投資等
PUBLIC TOKYO 吉祥寺店	25,526千円	店舗設備取得に係る投資等
PUBLIC TOKYO 福岡店	22,159千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS MENS 渋谷店	17,725千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS WOMENS 渋谷店	17,725千円	店舗設備取得に係る投資等
STUDIOUS 2nd店	13,458千円	店舗設備取得に係る投資等
本部	11,751千円	ソフトウェア投資等
自社ONLINE STORE	6,549千円	自社オンラインサイト開発に係る投資等
その他	5,715千円	店舗改装に係る投資等
合計	378,653千円	

（注）出店に伴う差入保証金は含まれておりません。

## 2【主要な設備の状況】

### (1) 提出会社

当社グループは2020年2月末現在、国内に44ヶ所、海外に6ヶ所、インターネット上に8ヶ所の店舗を運営しております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

2020年2月29日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
本 社 (東京都渋谷区)	事務所・物流拠点	19,220	3,861	24,449	-	47,531	50(2)
STUDIOUS業態 (国内)	店舗設備	306,241	7,233	14,354	-	327,829	104(31)
UNITED TOKYO業態 (国内)	店舗設備	223,779	4,508	13,246	-	241,534	59(29)
PUBLIC TOKYO業態 (国内)	店舗設備	178,929	7,238	5,491	-	191,660	32(14)

### (2) 在外子会社

2020年2月29日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウ エア	その他	合計	
TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.	店舗 (中国香港特別行政区)	店舗設備	133,095	2,239	-	-	135,335	8(3)
東百国際貿易(上海)有限公司	店舗 (中国上海市)	店舗設備	31,493	1,150	55	-	32,699	(5)

- (注) 1. 金額は帳簿価額であり、建設仮勘定は含まれておりません。  
2. 現在休止中の主要な設備はありません。  
3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
4. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。  
5. 当社グループは、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの主要な設備の状況の記載を省略しております。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定 年月		完成後の 増加売場 面積
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
PUBLIC TOKYO WOMENS 横浜 (神奈川県横浜市西区)	衣料品販売事業	店舗設備	19,733	19,733	自己資金	2020年2月	2020年3月	36.37坪
STUDIOUS WOMENS 表参道 (東京都渋谷区)	衣料品販売事業	店舗設備	42,667	-	自己資金	2020年3月	2020年5月	59.0坪
UNITED TOKYO 北京 (中国北京市)	衣料品販売事業	店舗設備	30,750	11,000	自己資金	2020年3月	2020年5月	61.5坪
PUBLIC TOKYO 北京 (中国北京市)	衣料品販売事業	店舗設備	23,650	11,600	自己資金	2020年3月	2020年5月	47.3坪
STUDIOUS TOKYO 深圳 (中国深圳市)	衣料品販売事業	店舗設備	80,500	2,600	自己資金	2020年4月	2020年6月	115.0坪

(注) 1. 出店に伴う差入保証金は含まれておりません。

2. 当社グループは、衣料品販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの重要な設備の新設等の記載を省略しております。

#### (2) 重要な改修

該当事項はありません。

#### (3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	144,000,000
計	144,000,000

## 【発行済株式】

種類	連結会計年度末現在発行数 (株) (2020年2月29日)	提出日現在発行数(株) (2020年5月28日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	47,626,800	47,626,800	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であ り、権利内容に何ら限 定のない、当社におけ る標準となる株式であ ります。単元株式数は 100株であります。
計	47,626,800	47,626,800	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2020年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2013年12月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 2 使用人 38
新株予約権の数(個)	2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株36,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12(注2)
新株予約権の行使期間	自 2015年12月20日 至 2021年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12 資本組入額 6
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年4月30日)において記載すべき内容が当事業年度の末日における変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合(新株予約権者又はその2親等内の親族の健康上の理由による退任・退職)はこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。新株予約権者は、以下に定める日のいずれか遅い日から2021年12月19日までの間に本新株予約権を行使することができる。

2015年12月20日

甲の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場した日から1年を経過した日

4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で決議されたとき
  - (2) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

決議年月日	2014年12月12日
付与対象者の区分及び人数	使用人 40
新株予約権の数（個）	3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 54,000（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	27（注2）
新株予約権の行使期間	自 2016年12月13日 至 2021年12月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 27 資本組入額 14
新株予約権の行使の条件	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注4）

当事業年度の末日（2020年2月29日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注） 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合（新株予約権者又はその2親等内の親族の健康上の理由による退任・退職）はこの限りではない。また、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。新株予約権者は、以下 に定める日のいずれか遅い日から2021年12月19日までの間に本新株予約権を行使することができる。

2016年12月13日

甲の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他（国内国外を問わず）株式公開市場に上場した日から2年を経過した日

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時

点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で決議されたとき
- (2) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

決議年月日	2016年8月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役 6 使用人 33
新株予約権の数（個）	1,750（注1）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 525,000（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注2）
新株予約権の行使期間	自 2017年6月1日 至 2021年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 492 資本組入額 246
新株予約権の行使の条件	（注4）
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）

当事業年度の末日（2020年2月29日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2020年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。



3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 本新株予約権の行使の条件
- 本新株予約権者は、2017年2月期から2019年2月期のいずれかの期の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）におけるのれん償却前営業利益が下記（a）乃至（b）に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記（a）乃至（b）に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。
- (a) 1,000百万円を超過した場合：行使可能割合：50%
- (b) 1,200百万円を超過した場合：行使可能割合：100%
- ただし、2017年2月期から2019年2月期のいずれかの期におけるのれん償却前営業利益が660百万円を下回った場合には、上記に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。
- 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を無償にて取得することができるものとし、
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会）で決議されたとき
- (2) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合（ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く）、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

決議年月日	2017年8月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役 4 使用人 65
新株予約権の数(個)	2,020(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 606,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,549(注2)
新株予約権の行使期間	自 2018年10月1日 至 2022年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,549 資本組入額 775
新株予約権の行使の条件	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)

当事業年度の末日(2020年2月29日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 4. 本新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、2018年2月期から2020年2月期のいずれかの事業年度の当社ののれん償却前営業利益(営業利益にのれん償却額を加算した額をいい、以下同様とする。)が下記(a)乃至(c)に掲げる条件を超過した場合、2018年10月1日またはのれん償却前営業利益を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日のいずれか遅い日から各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)乃至(c)に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。

- (a) 2,000百万円を超過した場合：行使可能割合:25%
- (b) 2,400百万円を超過した場合：行使可能割合:50%
- (c) 2,800百万円を超過した場合：行使可能割合:75%

また、新株予約権者は2018年2月期乃至2022年2月期のいずれかの事業年度の当社ののれん償却前営業利益が3,200百万円を超過した場合、2018年10月1日又は当該のれん償却前営業利益を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日のいずれか遅い日から、全ての新株予約権を行使することができる。

ただし、2018年2月期から2020年2月期までのいずれかの期におけるのれん償却前営業利益が1,290百万円を下回った場合には、既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 当社は、以下の事由が生じた場合、本新株予約権を無償にて取得することができるものとし、

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会)で決議されたとき
- (2) 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合(ただし、取締役会において正当な理由があると認められた場合を除く)、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄した場合

#### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## ( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## ( 4 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2015年5月27日 (注) 1	2,047,950	2,050,000	-	37,350	-	21,350
2015年9月1日 (注) 2	119,000	2,169,000	157,103	194,453	157,103	178,453
2015年10月5日 (注) 3	50,100	2,219,100	66,142	260,595	66,142	244,595
2016年3月1日 (注) 4	4,438,200	6,657,300	-	260,595	-	244,595
2016年9月1日 (注) 5	6,657,300	13,314,600	-	260,595	-	244,595
2016年9月2日～ 2017年2月28日 (注) 6	144,000	13,458,600	2,448	263,043	2,448	247,043
2017年3月1日～ 2018年2月28日 (注) 6	2,241,000	15,699,600	137,221	400,265	137,221	384,265
2018年3月1日 (注) 7	31,399,200	47,098,800	-	400,265	-	384,265
2018年3月1日～ 2019年2月28日 (注) 6	156,000	47,254,800	4,116	404,381	4,116	388,381
2019年3月1日～ 2020年2月29日 (注) 6	372,000	47,626,800	5,277	409,658	5,277	393,658

(注) 1. 株式分割(1:1,000)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,870円  
引受価額 2,640.4円  
資本組入額 1,320.2円  
払込金総額 314,207千円

3. 有償一般募集(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 2,640.4円  
資本組入額 1,320.2円  
割当先 S M B C 日興証券株

4. 株式分割(1:3)によるものであります。

5. 株式分割(1:2)によるものであります。

6. 新株予約権の行使による増加であります。

7. 株式分割(1:3)によるものであります。

## (5) 【所有者別状況】

2020年2月29日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	18	25	58	105	11	7,690	7,907	-
所有株式数(単元)	-	59,853	14,778	71,782	35,080	107	294,616	476,216	5,200
所有株式数の割合(%)	-	12.57	3.10	15.07	7.37	0.02	61.87	100	-

(注) 自己株132,418株は、「個人その他」に1,324単元、「単元未満株式の状況」に18株含まれております。

## (6)【大株主の状況】

2020年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
谷 正人	東京都渋谷区	10,150,500	21.37
中水 英紀	東京都渋谷区	6,619,500	13.94
鹿島 克美	東京都世田谷区	5,280,000	11.12
株式会社MT Asset Management	東京都渋谷区東1丁目2番20号	3,168,000	6.67
株式会社K Asset Management	東京都渋谷区神宮前3丁目25-15	2,040,000	4.30
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目-8-11	1,979,600	4.17
株式会社AAM	東京都渋谷区鶯谷町13-1	1,764,000	3.71
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,690,400	3.56
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	BLOCK5, HARCOURT CENTRE HARCOURT ROAD, DUBLIN 2 (東京都千代田区丸の内1丁目3番2号)	673,400	1.42
野村信託銀行株式会社(信託口)	東京都千代田区大手町2丁目-2-2	667,900	1.41
計	-	34,033,300	71.65

(注) 1. 2018年5月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、フィデリティ投信株式会社が2018年4月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社グループとして2020年2月29日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。

大量保有者	フィデリティ投信株式会社
住所	東京都港区六本木七丁目7番7号
保有株券等の数	株式 1,329,800株
株券等保有割合	2.82%

2. 2018年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井トラスト・アセットマネジメント他共同保有者1名が2018年12月14日現在で2,437,600株を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年2月29日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株式数 (株)	株券等 保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセットマネジメン ト株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	2,143,600	4.54
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	294,000	0.62
計		2,437,600	5.17

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2020年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 132,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,489,200	474,892	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 5,200	-	-
発行済株式総数	47,626,800	-	-
総株主の議決権	-	474,892	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式18株が含まれております。

## 【自己株式等】

2020年2月29日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 TOKYO BASE	東京都渋谷区渋谷一丁目 2番5号	132,400	-	132,400	0.29
計	-	132,400	-	132,400	0.29



2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年8月5日)での決議状況 (取得期間 2019年8月6日~2019年10月31日)	150,000	100,000,000
当事業年度前における取得自己株式数	-	-
当事業年度における取得自己株式数	132,100	99,962,000
残存決議株式数の総数及び価額の総額	17,900	38,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	11.93	0.04
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	11.93	0.04

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当連結会計年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	132,418	-	132,418	-

### 3 【配当政策】

当社グループは、各連結会計年度の業績、財務体質の強化、中長期事業戦略などを総合的に勘案し、株主価値を最大化させることを念頭に、資本政策を決めていく方針であります。

中でも、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を勘案の上、配当及び自己株式の取得等、最適な時期に最適な手法で行ってまいりたいと考えております。

創業以来、当社グループの事業は拡大を続けており、引き続き、内部留保の充実を図りながら、事業拡大のための投資に資金を投じてまいりますことが、株主価値を最大化するものと考えております。

このため、創業以来2020年2月期まで無配としており、今後の配当等株主還元の実施につきましても、業容拡大のスピード及び財務体質等勘案の上、適切に決めてまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、及び出店等による事業拡大資金として、有効に活用してまいります。

なお、当社グループは、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができます。

配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については定時株主総会であります。

当社グループは、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、日本発を世界へ広める使命を持ったファッション・カンパニーとして、継続的な成長、企業価値の拡大、経営の安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制をより強固にすることが重要な経営責務であると認識しております。また、株主の皆様をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会など、すべてのステークホルダーの利益を尊重しつつ、公正で透明性の高い経営、経営監視機能の強化、経営効率の向上、法令遵守の徹底に努めております。このような考え方にに基づき、当社は、2017年5月26日より、取締役会が実効性の高い監督を行うとともに、重要な業務執行の一部を業務執行取締役委任することを可能とする「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の体制は提出日現在で次のとおりとなっております

#### a. 取締役会

取締役会は、代表取締役CEO 谷正人、取締役CFO 中水英紀、取締役 高嶋耕太郎、社外取締役 中垣徹二郎、社外取締役 佐々木陽三朗、社外取締役 小島圭介、社外取締役 徐進の取締役7名（うち4名は社外取締役）で構成され、迅速かつ機動的に重要な業務執行に関する意思決定を行うほか、各取締役、の職務執行状況を監督しており、原則として月1回開催しております。取締役会においては、法令で定められた事項及び取締役会規程等に定められた重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行状況の監視・監督を行っております。また、必要の都度、臨時取締役会を開催するとともに、取締役間にて随時打ち合わせ等を行っており、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整備しております。

#### b. 監査等委員会

監査等委員会は、全員が社外取締役である監査等委員3名で構成され、委員長は常勤の監査等委員が務め、毎月1回および必要に応じて随時開催してまいります。

監査等委員会は、株主からの委託を受け、独立した客観的な立場において、取締役の職務の執行を監査・監督し、当社の健全で持続的な成長を確保する責任を負っております。なお、監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人等と連携して監査を実施してまいります。

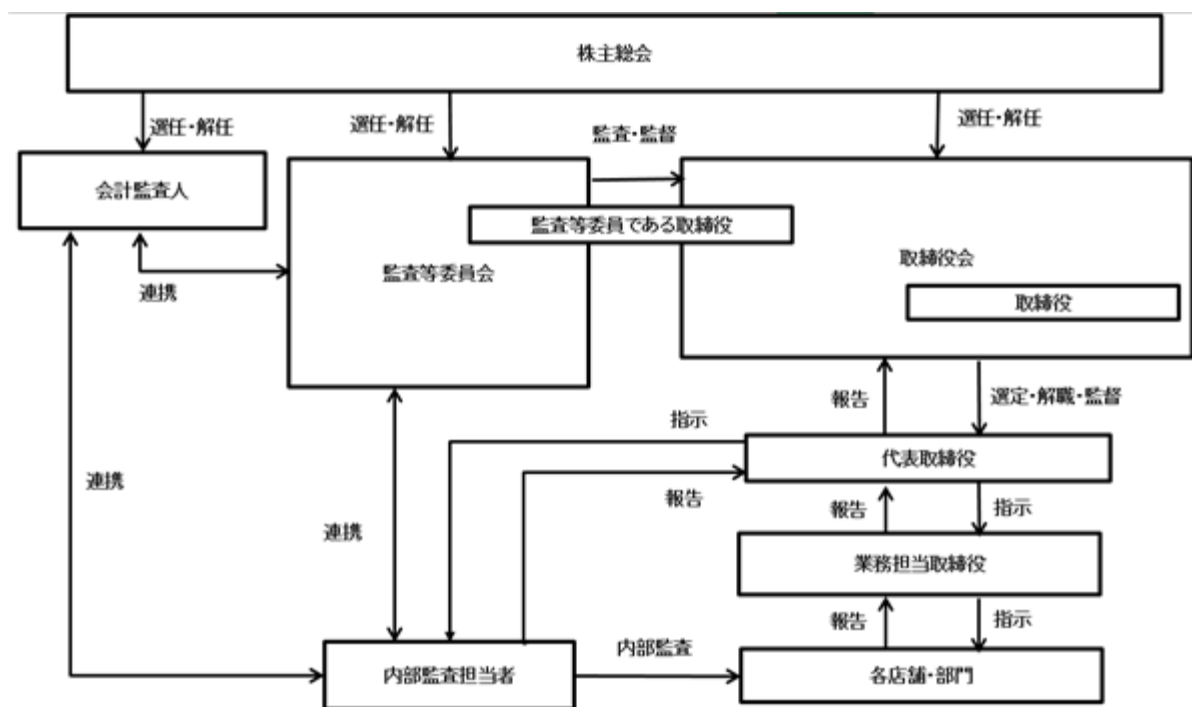
#### c. 会計監査人

当社は、会計監査人として、三優監査法人と監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### d. 内部監査担当者

当社は代表取締役CEO直轄で内部監査担当者5名（管理部4名、事業部1名）を選任しております。当該担当者が年間計画及び代表取締役CEOからの指示に基づいて内部監査を実施し、代表取締役CEOに報告しております。当該担当者は監査結果を受け被監査部門に監査結果及び改善事項の通知と改善状況のフォローアップを行っております。また、当該担当者は随時、監査等委員及び会計監査人と連携し情報共有しております。

有価証券報告書提出日（2020年5月28日）現在における、当社のコーポレート・ガバナンス体制の概況図は以下のとおりであります。



#### 企業統治に関するその他の事項

##### 1. 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法第399条の13第1項第1号八及び会社法施行規則第110条の4（2017年5月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行する前においては第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条）に基づき、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を取締役に於いて決議し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制を整備・運用しております。

##### < 内部統制システム構築の基本方針 >

##### イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を構築するため、当社全体に適用する「企業行動指針」を定める。
- (2) 取締役は、経営理念を率先垂範し、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
- (3) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査等委員である取締役の監査を受け、監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
- (4) 職務執行において、重大な倫理・コンプライアンス違反の事実又はその疑いがある情報に接した従業員等は、不正行為等の防止を図る。
- (5) 取締役が当社全体の経営理念を基に、全社横断的なコンプライアンス体制を維持し、かつ社会的責任を果たすため社内規程等を整備・更新する。
- (6) 代表取締役CEO直轄にて内部監査業務担当者を選任し、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、取締役にも報告され、経営力の強化を図る。
- (7) 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。
- (8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- (2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱者を明確にし、適切に管理する。
- (3) 情報セキュリティに関する規程等を制定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。また、個人情報については個人情報保護管理規程に基づき厳重に管理する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務マニュアル、諸規程の体系化、業務の標準化を適時適切に行い、各種リスク（販売、仕入、財務、店舗等）に対応する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (2) 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
- (3) 直接又は間接に経済的損失をもたらすリスク等を軽減するため、取締役会において適宜報告を行い、必要に応じて顧問弁護士、顧問税理士などに相談及び確認をする。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制として、取締役会を原則月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- (2) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
- (3) 取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直し、整備を適時適切に行う。
- (4) 経営環境の変化に応じ、組織・業務運用体制の随時見直しを行う。
- (5) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

ホ．当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制の整備については、定期的に子会社から当社へ業務執行・財務状況等の報告を受けるとともに、子会社の経営上の重要事項については当社取締役会にて決定するなど、子会社の業務の適正を図るなど、企業集団としての業務の適正を確保するための体制をとる。

ヘ．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、監査等委員会補助者という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。

ト．監査等委員会補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の監査等委員会補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査等委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 監査等委員会補助者の職務は監査等委員会の補助専任とし、他の一切の兼任を認めないものとする。

チ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令に違反する事実、或いは会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員会に報告する。
- (2) 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求める。
- (3) 取締役及び使用人は、監査等委員の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
- (4) 報告を受けた者は、報告を行ったものが不利な扱いを受けることが無いように注意する。

リ．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、これを拒むことができない。
- (2) 監査等委員がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (3) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

ヌ．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会には法令に従い社外取締役を含み、対外透明性を確保する。
- (2) 監査等委員会は、代表取締役CEOと定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査等委員は、取締役会に出席する他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内各部門と定期的に相互の意思疎通を図る。
- (4) 監査等委員会、会計監査人及び内部監査担当者は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
- (5) 監査等委員会は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、公認会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

ル．反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- (2) 当社は、反社会的勢力対応マニュアルを整備し、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を管理部とし、当該部署が情報の管理や外部専門機関との連携を行う。

## 2．リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制としては、法令等の施行に合わせて適時規程を制定・改訂し、リスクに関する情報を一元的・網羅的に収集・評価しています。当該リスクの重要性に応じて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図っております。

## 3．役員の実任免除及び責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）及び第9回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款で定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備すること、及び有用な人材を迎えることができるようにすることを目的とするものであります。

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## 4．取締役の定数及び選任の決議要件

当社の監査等委員でない取締役は8名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款で定めております。

## 5．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

6 . 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項及び理由

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

また当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 CEO	谷 正人	1983年10月12日生	2006年4月 株式会社デイトナ・インターナショナル入社 2007年4月 同社 事業部長 2008年12月 当社設立 代表取締役CEO就任(現任) 2016年9月 TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd. 取締役就任(現任) 2019年3月 東百国際貿易(上海)有限公司 執行董事就任(現在)	(注)3	10,150,500
取締役 CFO 管理本部長	中水 英紀	1968年11月20日生	1991年4月 日本アセアン投資(現:日本アジア投資)株式会社入社 2004年12月 株式会社ノバレーゼ入社 2008年10月 株式会社デイトナ・インターナショナル入社 2008年12月 当社設立 取締役CFO就任 管理本部長就任(現任) 2016年9月 TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd. 取締役就任(現任) 2019年3月 東百国際貿易(上海)有限公司 監事就任(現在)	(注)3	6,619,500
取締役 事業本部長	高嶋 耕太郎	1982年6月17日生	2005年4月 株式会社デイトナ・インターナショナル入社 2010年9月 アマゾン ジャパン株式会社入社 2014年9月 同社ファッション事業本部 メンズアパレル商品部長就任 2015年2月 同社ファッション事業本部 委託販売事業部 販売コンサルティング部長就任 2016年2月 当社入社 商品・ECデヴィジョン マネージャー就任 2016年5月 取締役就任 事業本部長(現任)	(注)3	-
取締役	中垣 徹二郎	1973年2月2日生	1996年4月 日本アジア投資株式会社入社 2011年4月 同社 投資本部長 2011年4月 DFJ JAIC Venture Partners,LLC (現:Draper Nexus Venture Partners,LLC)設立 Managing Director就任 (現任) 2013年3月 DJパートナーズ株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2013年12月 株式会社trippiece取締役就任 (現任) 2014年5月 当社社外取締役就任(現任) 2014年9月 株式会社イノーバ 取締役就任 (現任) 2014年10月 Draper Nexus Venture Partners ,LLC Managing Director (現任) 2014年11月 株式会社SHIFT取締役就任 (現任) 2016年9月 株式会社UNCOVER TRUTH 取締役就任(現任) 2018年4月 株式会社favy 社外取締役就任(現任)	(注)3	-



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	佐々木 陽三朗	1971年11月5日生	1994年4月 日本アジア投資株式会社入社 2000年4月 株式会社シノックス入社 2001年4月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2004年1月 株式会社アートフードインターナショナル入社 2004年6月 株式会社レイズインターナショナル入社 2011年4月 中小企業診断士登録 2014年5月 当社常勤社外監査役就任 2017年5月 当社社外取締役常勤監査等委員就任(現任) 2018年8月 事業承継コンサルティング株式会社取締役就任	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	小島 圭介	1968年1月28日生	1991年4月 日本アセアン投資(現:日本アジア投資)株式会社入社 2000年9月 株式会社ドリームインキュベータ入社 2002年9月 Jellyfish.株式会社(現:株式会社商業藝術)代表取締役就任 2006年10月 ヒューマン・ベース株式会社設立 代表取締役社長就任(現任) 2010年7月 当社社外監査役就任 2015年12月 株式会社オークファン社外監査役就任 2017年5月 当社社外取締役監査等委員就任(現任) 2018年3月 株式会社アットオフィス(現:ハッチ・ワーク)社外取締役就任(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	徐 進	1968年7月25日生	1995年4月 三菱電機株式会社入社 1996年6月 株式会社クロスウェイ入社 2000年4月 株式会社アクセスポート (現:JWord株式会社)入社 2003年3月 有限会社泰進設立 代表取締役就任 2007年2月 株式会社エスプール 常勤監査役就任(現任) 2010年2月 株式会社エスプールヒューマンソリューションズ監査役就任(現任) 2010年6月 株式会社わーくはびねす農園 (現:株式会社エスプールプラス)監査役就任(現任) 2013年12月 株式会社エスプールロジスティクス監査役就任(現任) 2014年11月 株式会社エスプールセールスサポート監査役就任(現任) 2014年12月 当社社外監査役就任 2015年2月 株式会社エスプールエンジニアリング監査役就任(現任) 2017年5月 当社社外取締役監査等委員就任(現任)	(注)4	3,000
計					16,773,000

- (注)1. 取締役中垣徹二郎、佐々木陽三朗、小島圭介、徐進は、社外取締役であります。
2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。  
委員長 佐々木 陽三朗、委員 小島 圭介、委員 徐 進  
なお、佐々木 陽三朗は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の監査等委員をすることにより実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。
3. 2020年5月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2019年5月24日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠取締役(監査等委員)1名を選任しております。補欠の取締役(監査等委員)の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
松本 高一	1980年3月26日生	2003年9月 株式会社AGSコンサルティング入社 2006年1月 新光証券株式会社 (現:みずほ証券株式会社)入社 2012年9月 株式会社プラスアルファ・コンサル ティング入社 2014年10月 SMBC日興証券株式会社入社 2017年8月 株式会社アンビグラム 代表取締役就任(現任) 2017年9月 株式会社ラパブルマーケティング グループ 社外取締役就任(現任) デジタルデータソリューション株 式会社 社外監査役就任(現任) 2018年6月 澤田ホールディングス株式会社 社外取締役就任(現任) 2018年7月 AKA株式会社 社外監査役就任(現 任) 2018年8月 株式会社アッピア 代表取締役就任 (現任) 2019年12月 カクテルメイク株式会社 社外監査役就任(現任) 株式会社SOUSEI Technology 社外監査役就任(現任) 2020年4月 株式会社アイデンティティ 社外監査役就任(現任)	-

#### 社外役員の状況

本書提出日現在、当社は社外取締役を4名(うち、監査等委員である取締役3名)選任しております。

各社外取締役と当社との間に、当社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役の中垣徹二郎は長年にわたるベンチャーキャピタル業界での経験を有しており、米国を始めとする国内外のIT企業及び成長企業に関する動向に精通していることから、経営戦略面からの意見具申などを期待して、招聘しております。

社外取締役の佐々木陽三朗は、中小企業診断士として中小企業全般にかかわるコンサルティング経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待して、招聘しております。

社外取締役の小島圭介は、ベンチャーキャピタル業界での経験と外食企業経営の経験を有しており、当社が事業を拡大していく中での出店戦略上のリスクや人事マネジメント上のリスクを回避するための助言・提言を期待して、招聘しております。

社外取締役の徐進は、上場企業の常勤監査役としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待して、招聘しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために佐々木陽三朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。

## (3)【監査の状況】

## 監査等委員会監査の状況

監査等委員は、取締役会やその他重要な会議へ出席することによりコーポレート・ガバナンスのあり方やそれに基づき企業運営の状況を監視するとともに、常勤監査等委員を中心として、業務及び財産の状況調査等を行うことにより、取締役の業務執行を含む日常の業務内容を監査しております。当社グループでは監査等委員3名の全員が社外取締役であり、それぞれがこれまでに培った専門的経験を活かし、第三者的な観点より経営に関する監視、助言を行うことにより、監査体制の強化を図っております。

監査等委員は、取締役会に必ず出席し、意見又は質問を述べるとともに、面談等により取締役から業務執行の状況について聴取や報告を受け、また、重要書類の閲覧等を行うことで、実効性の高い経営の監視に取り組んでおります。

また、監査計画に基づく監査の他に、会計監査人や内部監査担当者との情報交換を積極的に行い、監査の客観性、緻密性、効率性及び網羅性を高めるとともに、知識の共有も図っております。

## 内部監査の状況

当社グループは、未だ少人数による組織体制であるため、独立した内部監査専任部署は設けておりませんが、内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、内部監査担当者は監査等委員及び会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的には、部門相互監査を行うため、管理本部の責任者が兼務する内部監査責任者が、自己の属する部門を除く当社グループ全体をカバーする業務監査を実施し、代表取締役が任命する、管理本部以外に所属する内部監査担当者が管理本部の業務監査を実施し、必要に応じて改善を促し、フォローアップを行うことにより内部統制の維持改善を図っております。

## 会計監査の状況

## a. 監査人の名称

三優監査法人

## b. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 公認会計士 齋藤 浩史氏

指定社員 業務執行社員 公認会計士 宇野 公之氏

## c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 3名

## d. 監査法人選定方針と理由

当社は、監査の品質管理、監査担当者、コミュニケーション、監査報酬、業界に対する知見等の観点でより適切な監査を行いうる監査法人を選定する方針としています。

この方針のもと、複数の監査法人について評価・検討を行った結果、現会計監査人である三優監査法人が当社にとって最も適切であると判断しました。また、同監査法人は、世界的に展開しているBDOグループと業務提携しており、国内外の会計・税務及び監査の知見がある人材、ネットワークが豊富であると認識しております。当社が海外進出を推進する中、この観点でも適任であると考え、同監査法人の再任を決議しております。

## e. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は監査法人に対して、独立性、不正の兆候やリスクに対する適切な対応の実行性、及び当社とのコミュニケーションの有効性、業務の効率性など、総合的に評価を行い、その職務遂行について問題ないと判断しました。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日 内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意（56）d（f）からの規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）
17,500	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 （千円）	非監査業務に基づく報酬 （千円）
提出会社	21,000	-
連結子会社	-	-
計	21,000	-

b. その他重要な報酬の内容

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません

c. 監査報酬の決定方針

重点監査項目、必要工数、担当メンバーの能力に対して適切な単価であるかを調査、検討したうえで決定する方針であります。

また、会社の経営状況の変化等により必要に応じて報酬額を再検討・変更することも妨げないものとしております。

報酬額については監査等委員会の同意を得て最終決定する手続きを実施しております。

d. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

上記決定方針、及び決定プロセスについて報告を受け、合理的な水準であると判断し、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

## (4)【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針事項

役員（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、社内規程において決定に関する方針を定めておりませんが、2017年5月26日開催の株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の報酬等については、2017年5月26日開催の株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査等委員会にて決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員等の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く)(社外取締役を除く)	93,000	93,000	-	-	-	3
社外役員	9,000	9,000	-	-	-	4

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

当社には使用人兼務役員がおりませんので、記載しておりません。

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2017年5月26日開催の第9回定時株主総会において、年額300,000千円以内(うち社外取締役分は年額30,000千円以内。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年5月26日開催の第9回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

## ( 5 ) 【株式の保有状況】

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	19,388
非上場株式以外の株式	-	-

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式の前連結会計年度及び当連結会計年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当連結会計年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの銘柄、株式数、貸借対照表計上額

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(2019年3月1日から2020年2月29日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年3月1日から2020年2月29日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年3月1日から2020年2月29日まで)の財務諸表について、三優監査法人の監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等について適時に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の主催する研修に適宜参加し、定期的に会計基準の検討を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (2020年2月29日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金		6,143,021
売掛金		724,763
商品		1,811,691
その他		80,156
流動資産合計		8,759,632
固定資産		
有形固定資産		
建物		1,216,176
減価償却累計額		323,416
建物(純額)		892,760
工具、器具及び備品		82,563
減価償却累計額		56,331
工具、器具及び備品(純額)		26,231
建設仮勘定		1,344
有形固定資産合計		920,336
無形固定資産		
ソフトウェア		57,598
無形固定資産合計		57,598
投資その他の資産		
投資有価証券		19,388
繰延税金資産		96,704
差入保証金		742,421
その他		7,220
投資その他の資産合計		865,733
固定資産合計		1,843,668
資産合計		10,603,301
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金		1,272,049
1年内返済予定の長期借入金		1,082,104
未払費用		520,908
未払法人税等		241,763
賞与引当金		73,026
ポイント引当金		34,331
その他		131,732
流動負債合計		3,355,916
固定負債		
長期借入金		1,362,898
資産除去債務		9,206
固定負債合計		1,372,104
負債合計		4,728,020
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金		409,658
資本剰余金		393,658
利益剰余金		5,164,990
自己株式		100,160
株主資本合計		5,868,146
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定		540
その他の包括利益累計額合計		540
新株予約権		7,675
純資産合計		5,875,281
負債純資産合計		10,603,301



## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	
売上高	15,247,308
売上原価	1,735,929
売上総利益	7,893,379
販売費及び一般管理費	2,659,364
営業利益	1,295,014
営業外収益	
受取利息及び配当金	231
受取補償金	2,620
その他	3,198
営業外収益合計	6,050
営業外費用	
支払利息	2,242
為替差損	7,345
その他	436
営業外費用合計	10,024
経常利益	1,291,040
特別利益	
新株予約権戻入益	40,730
特別利益合計	40,730
特別損失	
投資有価証券評価損	4,225
特別損失合計	4,225
税金等調整前当期純利益	1,327,544
法人税、住民税及び事業税	407,702
法人税等調整額	13,332
法人税等合計	394,370
当期純利益	933,174
親会社株主に帰属する当期純利益	933,174

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
当期純利益	933,174
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	922
その他の包括利益合計	922
包括利益	932,251
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	932,251

## 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2019年3月1日 至 2020年2月29日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	404,381	388,381	4,231,816	198	5,024,380
当期変動額					
新株の発行	5,277	5,277			10,554
親会社株主に帰属する 当期純利益			933,174		933,174
自己株式の取得				99,962	99,962
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,277	5,277	933,174	99,962	843,766
当期末残高	409,658	393,658	5,164,990	100,160	5,868,146

	その他の包括利益 累計額	新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定		
当期首残高	382	48,465	5,073,227
当期変動額			
新株の発行			10,554
親会社株主に帰属する 当期純利益			933,174
自己株式の取得			99,962
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	922	40,790	41,712
当期変動額合計	922	40,790	802,053
当期末残高	540	7,675	5,875,281

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	1,327,544
減価償却費	155,645
ソフトウェア償却費	15,999
賞与引当金の増減額(は減少)	35,488
ポイント引当金の増減額(は減少)	33,518
受取利息及び受取配当金	231
支払利息	2,242
新株予約権戻入益	40,730
投資有価証券評価損益(は益)	4,225
売上債権の増減額(は増加)	72,252
たな卸資産の増減額(は増加)	183,060
仕入債務の増減額(は減少)	285,842
未払費用の増減額(は減少)	132,301
その他	66,826
小計	1,692,384
利息及び配当金の受取額	231
利息の支払額	2,221
法人税等の支払額	361,681
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,328,712
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	386,253
ソフトウェアの取得による支出	48,118
資産除去債務の履行による支出	18,889
差入保証金の差入による支出	105,245
差入保証金の回収による収入	51,785
その他	5,405
投資活動によるキャッシュ・フロー	512,125
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入れによる収入	1,900,000
長期借入金の返済による支出	1,092,438
株式の発行による収入	10,494
自己株式の取得による支出	100,070
財務活動によるキャッシュ・フロー	717,985
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,975
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,532,598
現金及び現金同等物の期首残高	4,610,423
現金及び現金同等物の期末残高	6,143,021

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社名

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 TOKYO BASE HONG KONG., Ltd.  
東百国際貿易(上海)有限公司

非連結であったTOKYO BASE HONG KONG., Ltd.は重要性が増したため、東百国際貿易(上海)有限公司は当連結会計年度において新たに子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東百国際貿易(上海)有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。TOKYO BASE HONG KONG., Ltd.の決算日は、連結会計年度と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ その他有価証券  
時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

・ 商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社は、建物(2016年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く)は定額法を、その他は定率法を採用しております。また、連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- 建物 5年~15年
- 工具、器具及び備品 5年~10年

ロ. 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため貸倒引当金は計上しておりません。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

顧客に付与された当社ポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資本又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な現金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

その他連結財務諸表の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会( IASB)及び米国財務会計基準審議会( FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」( IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準が開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首から適用することを予定しております。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当連結会計年度 (2020年2月29日)	
当座貸越極度額の総額	800,000千円
借入実行残高	-
差引額	800,000

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
60,201千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)	
地代家賃	1,685,017千円
販売手数料	1,315,998千円
給与及び手当	1,280,963千円
賞与	58,843千円
賞与引当金繰入額	73,026千円
減価償却費	155,645千円

## (連結包括利益計算書関係)

## その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

---

当連結会計年度  
(自 2019年3月1日  
至 2020年2月29日)

---

## 為替換算調整勘定

当期発生額	922千円
組替調整額	- 千円
税効果調整前	922千円
税効果額	- 千円
為替換算調整勘定	922千円
その他の包括利益合計	922千円

---

## (連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注1)	47,254,800	372,000	-	47,626,800
合計	47,254,800	372,000	-	47,626,800
自己株式				
普通株式(注2)	318	132,100	-	132,418
合計	318	132,100	-	132,418

(注1) 普通株式の発行済株式総数の増加は、ストック・オプションの行使によるものです。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得によるものです。

## 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	7,675
合計		-	-	-	-	-	7,675

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
現金及び預金勘定	6,143,021千円
現金及び現金同等物	6,143,021千円



(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は原則として流動性・安全性に長けた金融資産で運用しております。

デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、売掛金に係る与信先は主に大手ディベロッパーやクレジットカード会社であります。

不動産貸借当物件に係る差入保証金は、差入先・預託先の経済的破綻によりその一部または全額が回収出来ないリスクがあります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

当社は、リスク管理規定に従い、営業債権について、取引先毎に残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

また、差入保証金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度(2020年2月29日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	6,143,021	6,143,021	-
(2) 売掛金	724,763	724,763	-
(3) 差入保証金	742,421	736,691	5,729
資産計	7,610,206	7,604,476	5,729
(1) 買掛金	1,272,049	1,272,049	-
(2) 未払費用	520,908	520,908	-
(3) 未払法人税等	241,763	241,763	-
(4) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金含む)	2,445,002	2,445,491	489
負債計	4,479,723	4,480,213	489

(注) 1. 金融商品の時価等に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

連結貸借対照表に計上した差入保証金の価額については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。ただし、対応する残存期間の国債金利が負である場合は、時価を簿価と合わせることとしております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払費用、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年以内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2020年2月29日)
非上場株式	19,388

当連結会計年度において、非上場株式について4,225千円の減損処理を行っております。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,143,021	-	-	-
売掛金	724,763	-	-	-
差入保証金	35,763	172,358	534,298	-
合計	6,903,547	172,358	534,298	-

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,082,104	848,682	514,216	-	-	-
合計	1,082,104	848,682	514,216	-	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 38名	当社従業員 40名	当社役員 6名 当社従業員 33名	当社役員 4名 当社従業員 65名	当社役員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 3,078,000株	普通株式 756,000株	普通株式 1,038,000株	普通株式 798,000株	普通株式 660,000株
付与日	2013年12月27日	2014年12月13日	2016年8月31日	2017年8月31日	2018年3月30日
権利確定条件	(注2)	(注3)	(注4)	(注5)	(注6)
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 2015年12月20日 至 2021年12月19日	自 2016年12月13日 至 2021年12月19日	自 2017年6月1日 至 2021年8月30日	自 2018年10月1日 至 2022年8月30日	自 2019年6月1日 至 2021年3月29日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

なお、2015年5月27日付株式分割(1株につき1,000株の割合)、2016年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)、2016年9月1日付株式分割(1株につき2株の割合)、2018年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 第2回新株予約権の権利確定条件は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合(新株予約権者又はその2親等内の親族の健康上の理由による退任・退職)はこの限りではない。
- ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ・新株予約権者は、以下に定める日のいずれか遅い日から2021年12月19日までの間に本新株予約権を行使することができる。

2015年12月20日

甲の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場した日から1年を経過した日

3. 第3回新株予約権の権利確定条件は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当社取締役会において正当な理由があると認められた場合(新株予約権者又はその2親等内の親族の健康上の理由による退任・退職)はこの限りではない。
- ・新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ・新株予約権者は、以下に定める日のいずれか遅い日から2021年12月19日までの間に本新株予約権を行使することができる。

2016年12月13日

甲の株式が日本証券業協会、東京証券取引所その他(国内国外を問わず)株式公開市場に上場した日から2年を経過した日

4. 第4回新株予約権の権利確定条件は、以下のとおりであります。

本新株予約権者は、2017年2月期から2019年2月期のいずれかの期の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)におけるのれん償却前営業利益が下記(a)乃至(b)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)乃至(b)に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。

(a) 1,000百万円を超過した場合: 行使可能割合: 50%

(b) 1,200百万円を超過した場合: 行使可能割合: 100%

ただし、2017年2月期から2019年2月期のいずれかの期におけるのれん償却前営業利益が660百万円を下回った場合には、上記に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 第5回新株予約権の権利確定条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は2018年2月期乃至2020年2月期のいずれかの事業年度の当社ののれん償却前営業利益（営業利益にのれん償却額を加算した額をいい、以下同様とする。）が下記の各号に掲げる各金額を超過した場合、2018年10月1日又は当該のれん償却前営業利益を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日のいずれか遅い日から、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

(a) のれん償却前営業利益が2,000百万円を超過した場合：行使可能割合25%

(b) のれん償却前営業利益が2,400百万円を超過した場合：行使可能割合50%

(c) のれん償却前営業利益が2,800百万円を超過した場合：行使可能割合75%

新株予約権者は2018年2月期乃至2022年2月期のいずれかの事業年度の当社ののれん償却前営業利益が3,200百万円を超過した場合、2018年10月1日又は当該のれん償却前営業利益を達成した期の有価証券報告書の提出日の翌月1日のいずれか遅い日から、全ての新株予約権を行使することができる。

上記及びの規定にかかわらず、2018年2月期乃至2020年2月期のいずれかの事業年度の当社ののれん償却前営業利益が1,290百万円を下回った場合には、上記又はに基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権を行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 第6回新株予約権の権利確定条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は2019年2月期または2020年2月期のいずれかの期の当社ののれん償却前営業利益（営業利益にのれん償却額を加算した額をいい、以下同様とする。）が下記(a)または(b)に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権に割り当てられた本新株予約権のうち、下記(a)または(b)に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。

(a) 2,284百万円を超過した場合：行使可能割合50%

(b) 2,969百万円を超過した場合：行使可能割合100%

ただし、2019年2月期または2020年2月期のいずれかの期におけるのれん償却前営業利益が2,000百万円を下回った場合には、上記に基づいて既に行使可能となっている新株予約権を除き、それ以後、本新株予約権は行使できないものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前事業年度末	-	-	-	648,000	660,000
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	42,000	660,000
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	606,000	-
権利確定後 (株)					
前事業年度末	378,000	72,000	561,000	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	342,000	18,000	12,000	-	-
失効	-	-	24,000	-	-
未行使残	36,000	54,000	525,000	-	-

(注) 2015年5月27日付株式分割(1株につき1,000株の割合)、2016年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)、2016年9月1日付株式分割(1株につき2株の割合)、2018年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格 (円)	12	27	492	1,549	1,219
行使時平均株価 (円)	949	815	604	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	5	9	61

(注) 2015年5月27日付株式分割(1株につき1,000株の割合)、2016年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)、2016年9月1日付株式分割(1株につき2株の割合)、2018年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	32,040千円
当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	334,656千円

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(ストック・オプション等関係)の「2 ストックオプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため省略しております。なお、第4回、第5回、第6回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

## 2.採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。

新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振替えます。

なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2020年2月29日)
繰延税金資産	
未払賞与	21,894千円
未払社会保険料	3,507
ポイント引当金	10,513
未払事業税	17,414
未払事業所税	2,323
たな卸資産評価損	18,436
減価償却超過額	4,133
一括償却資産償却超過額	4,489
投資有価証券評価損	1,294
敷金	14,522
資産除去債務	3,787
繰越欠損金(注2)	16,216
繰延税金資産小計	118,533
評価性引当金(繰越欠損金)	16,216
評価性引当金(繰越欠損金以外)	3,784
評価性引当金小計(注1)	20,001
繰延税金資産合計	98,531
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,827
繰延税金負債	1,827
繰延税金資産の純額	96,704

(注) 1. 評価性引当額が20,001千円発生しております。この主な内容は、連結子会社(TOKYO BASE HONG KONG.,Ltd.)において未払賞与に係る評価性引当額を173千円、減価償却超過額に係る評価性引当額を2,658千円、資産除去債務に係る評価性引当額を952千円、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額16,216千円を認識したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2020年2月29日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	当期末残高
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	16,216	16,216千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	16,216	16,216千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社及び連結子会社は本社建物及び各店舗の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、退去時における原状回復費用等の見積り額が差入保証金の額を超えない店舗に関しては、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】



当社グループは、衣料品販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自2019年3月1日 至2020年2月29日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	香港	中国	合計
752,357	135,335	32,643	920,336

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
1株当たり純資産額	123.54円
1株当たり当期純利益金額	19.65円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	19.50円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	933,174
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	933,174
普通株式の期中平均株式数(株)	47,487,001
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	
普通株式増加数(株)	356,548
(うち新株予約権(株))	(356,548)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第5回新株予約権(新株予約権の数2,020個(普通株式606,000株))

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	894,448	1,082,104	0.1	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	742,992	1,362,898	0.1	2020年～2023年
合計	1,637,440	2,445,002	-	-

(注) 1. 平均金利については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	848,682	514,216	-	-

## 【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	-	-	15,247,308
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	-	-	-	1,327,544
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(千円)	-	-	-	933,174
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	-	-	-	19.65

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	-	-	-	-

(注) 当連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、第3四半期までは記載を行っておりません。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,410,606	5,954,684
売掛金	681,524	716,620
商品	1,632,546	1,794,065
その他	147,323	1132,790
流動資産合計	6,772,001	8,598,161
固定資産		
有形固定資産		
建物	648,011	728,171
工具、器具及び備品	24,095	22,841
建設仮勘定	11,592	1,344
有形固定資産合計	683,698	752,357
無形固定資産		
ソフトウェア	58,410	57,542
無形固定資産合計	58,410	57,542
投資その他の資産		
投資有価証券	23,614	19,388
関係会社株式	13,720	138,720
関係会社長期貸付金	262,535	200,000
関係会社長期未収入金	-	184,304
繰延税金資産	82,186	96,689
差入保証金	664,186	640,360
その他	4,378	7,220
投資その他の資産合計	1,050,622	1,286,682
固定資産合計	1,792,731	2,096,583
資産合計	8,564,732	10,694,744
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	986,260	1,271,569
1年内返済予定の長期借入金	894,448	1,082,104
未払費用	382,996	501,102
未払法人税等	196,490	241,763
賞与引当金	108,301	70,926
ポイント引当金	812	34,331
その他	143,063	1121,928
流動負債合計	2,712,375	3,323,725
固定負債		
長期借入金	742,992	1,362,898
資産除去債務	9,186	9,206
固定負債合計	752,178	1,372,104
負債合計	3,464,553	4,695,830

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	404,381	409,658
資本剰余金		
資本準備金	388,381	393,658
資本剰余金合計	388,381	393,658
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,259,149	5,288,083
利益剰余金合計	4,259,149	5,288,083
自己株式	198	100,160
株主資本合計	5,051,713	5,991,239
新株予約権	48,465	7,675
純資産合計	5,100,178	5,998,914
負債純資産合計	8,564,732	10,694,744

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
売上高	13,953,648	2 15,139,396
売上原価	2 6,911,545	7,307,397
売上総利益	7,042,102	7,831,998
販売費及び一般管理費	1, 2 5,636,545	1, 2 6,449,734
営業利益	1,405,557	1,382,264
営業外収益		
受取利息	2 171	2 511
受取配当金	30	30
受取補償金	-	2,620
受取手数料	2 2,750	-
為替差益	1,397	-
その他	3,311	2,362
営業外収益合計	7,660	5,524
営業外費用		
支払利息	2,500	2,242
為替差損	-	350
その他	6	131
営業外費用合計	2,506	2,724
経常利益	1,410,710	1,385,064
特別利益		
新株予約権戻入益	1,260	40,730
特別利益合計	1,260	40,730
特別損失		
減損損失	42,060	-
投資有価証券評価損	-	4,225
特別損失合計	42,060	4,225
税引前当期純利益	1,369,910	1,421,568
法人税、住民税及び事業税	401,014	407,137
法人税等調整額	2,594	14,502
法人税等合計	403,609	392,634
当期純利益	966,301	1,028,933

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年3月1日 至 2019年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	400,265	384,265	384,265	3,292,848	3,292,848
当期変動額					
新株の発行	4,116	4,116	4,116		
当期純利益				966,301	966,301
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計	4,116	4,116	4,116	966,301	966,301
当期末残高	404,381	388,381	388,381	4,259,149	4,259,149

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	198	4,077,180	9,525	4,086,705
当期変動額				
新株の発行		8,232		8,232
当期純利益		966,301		966,301
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）			38,940	38,940
当期変動額合計	-	974,533	38,940	1,013,473
当期末残高	198	5,051,713	48,465	5,100,178

当事業年度(自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	404,381	388,381	388,381	4,259,149	4,259,149
当期変動額					
新株の発行	5,277	5,277	5,277		
当期純利益				1,028,933	1,028,933
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	5,277	5,277	5,277	1,028,933	1,028,933
当期末残高	409,658	393,658	393,658	5,288,083	5,288,083

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	198	5,051,713	48,465	5,100,178
当期変動額				
新株の発行		10,554		10,554
当期純利益		1,028,933		1,028,933
自己株式の取得	99,962	99,962		99,962
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			40,790	40,790
当期変動額合計	99,962	939,525	40,790	898,735
当期末残高	100,160	5,991,239	7,675	5,998,914



【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品  
個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
  - 建物(2016年3月31日以前に取得した建物附属設備を除く) 定額法を採用しております。
  - その他 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
  - 建物 8～15年
  - 工具、器具及び備品 5～10年
- (2) 無形固定資産  
自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において、貸倒実績及び貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。
- (2) 賞与引当金  
従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) ポイント引当金  
顧客に付与された当社ポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき、翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

1. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第80号に定めるたな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記は、同条第3項により注記を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

2. 貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」65,798千円は、「投資その他資産」の「繰延税金資産」82,186千円に含めて表示しております。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
短期金銭債権	35,801千円	66,026千円
短期金銭債務	-	298

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年2月28日)	当連結会計年度 (2020年2月29日)
当座貸越極度額の総額	800,000千円	800,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	800,000	800,000

## (損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83%、当事業年度85%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度17%、当事業年度15%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
地代家賃	1,386,985千円	1,520,194千円
販売手数料	1,303,122	1,516,356
役員報酬	99,000	102,000
給与及び手当	982,298	1,265,160
賞与	47,770	51,029
賞与引当金繰入額	108,301	70,926
減価償却費	144,998	124,346
ソフトウェア償却費	6,148	15,989

## 2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)	当事業年度 (自 2019年3月1日 至 2020年2月29日)
営業取引による取引高		
売上高	- 千円	13,785千円
仕入高	23,760	-
販売費及び一般管理費	127,329	200,357
営業取引以外の取引による取引高	2,381	414

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
子会社株式	13,720	138,720

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
繰延税金資産		
未払賞与	33,166千円	21,721千円
未払社会保険料	4,621	3,507
ポイント引当金	248	10,513
未払事業税	14,349	17,414
未払事業所税	1,875	2,323
たな卸資産評価損	11,535	18,436
減価償却超過額	839	1,474
一括償却資産償却超過額	3,392	4,489
投資有価証券評価損	-	1,294
敷金	11,449	14,522
資産除去債務	2,813	2,819
繰延税金資産計	84,293	98,516
資産除去債務に対応する除去費用	2,106	1,827
繰延税金負債計	2,106	1,827
繰延税金資産の純額	82,186	96,689

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年2月28日)	当事業年度 (2020年2月29日)
法定実効税率	-	30.6%
(調整)		
所得拡大促進税制適用による 税額控除	-	3.7%
交際費等永久に損金に算入さ れない項目	-	0.2%
住民税均等割	-	0.3%
その他	-	0.2%
税効果会計適用後の法人税等 の負担率	-	27.6%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	856,490	192,836	25,452	1,023,874	295,703	112,675	728,171
工具、器具及び備品	68,086	10,417	-	78,504	55,662	11,670	22,841
建設仮勘定	11,592	1,344	11,592	1,344	-	-	1,344
有形固定資産計	936,169	204,598	37,044	1,103,723	351,365	124,346	752,357
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	88,650	31,107	15,989	57,542
無形固定資産計	-	-	-	88,650	31,107	15,989	57,542

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額 (千円)	UNITED TOKYO 渋谷店	37,772	PUBLIC TOKYO 渋谷店	32,069
		PUBLIC TOKYO 天王寺店	29,687	PUBLIC TOKYO 吉祥寺店	24,846
		PUBLIC TOKYO 福岡店	21,664	STUDIOUS MENS 渋谷店	16,818
		STUDIOUS WOMENS 渋谷店	16,818	STUDIOUS 2nd店	12,808
	減少額 (千円)	STUDIOUS MENS 横浜店	17,857	STUDIOUS 2nd店	7,595

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	108,301	70,926	108,301	-	70,926
ポイント引当金	812	34,331	812	-	34,331

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年2月末日
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.tokyobase.co.jp/">http://www.tokyobase.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株式は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集株式新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第11期)(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日) 2019年5月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年5月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第12期第1四半期)(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日) 2019年7月16日関東財務局長に提出

(第12期第2四半期)(自 2019年6月1日 至 2019年8月31日) 2019年10月15日関東財務局長に提出

(第12期第3四半期)(自 2019年9月1日 至 2019年11月30日) 2020年1月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年5月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2020年3月13日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2019年8月1日 至 2019年8月31日) 2019年9月17日関東財務局長に提出

報告期間(自 2019年9月1日 至 2019年9月30日) 2019年10月15日関東財務局長に提出

報告期間(自 2019年10月1日 至 2019年10月31日) 2019年11月15日関東財務局長に提出

(6) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

2019年6月3日関東財務局長に提出

事業年度(第11期)(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(7) 臨時報告書の訂正報告書

2020年3月31日関東財務局長に提出

2020年3月13日提出の臨時報告書(新株予約権の発行)に係る訂正報告書であります。



**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年5月27日

株式会社TOKYO BASE

取締役会 御中

三優監査法人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 齋藤 浩史 印

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 宇野 公之 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TOKYO BASEの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TOKYO BASE及び連結子会社の2020年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社TOKYO BASEの2020年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社TOKYO BASEが2020年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

株式会社TOKYO BASE

取締役会 御中

三優監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 齋藤 浩史 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 宇野 公之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TOKYO BASEの2019年3月1日から2020年2月29日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TOKYO BASEの2020年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。